事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

福山市のハザードマップによると、当会本所・支所が立地する新市地区・芦田地区において、2mを超える浸水が予想されている。特に商店舗や金融機関が集中する新市駅周辺は、周囲を芦田川と神谷川に挟まれたうえ低地であるため、最大5mの浸水が予想されており、大雨の時は警戒が必要である。

◇福山市洪水ハザードマップ

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/kanri/kozui/index.html

平成30年7月豪雨においては福山市は24時間最大雨量が238ミリ、新市地区においては1時間最大雨量43.0ミリといずれも観測史上最大となる雨量を記録し、町内を流れる芦田川では「計画高水位」を超える観測史上最高の水位を更新した。当新市・芦田町内においても豪雨災害により市街地の広範囲に浸水被害を受け、人的被害、住宅被害も多数発生した。

また土砂崩れにより、当地域と県北部を結ぶ主要県道が遮断されてその復旧に時間を要した結果、豪雨災害発生から1年余りが経過するまで、当地域の繊維企業の工場生産等がその影響を受けたものとみられる。

◇「平成30年7月豪雨」検証を踏まえた今後の対応について(検証結果) 福山市防災対策検討会議

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/bosai/140844.html

(土砂災害:ハザードマップ)

福山市土砂災害ハザードマップ「01 常金丸・服部・網引地区」「05 駅家西・戸手・新市・有磨・福相地区」によると、製造業が多く位置する常金丸・網引・有磨・福相地区については、山沿いを中心に地滑りが発生し土砂災害が生じる恐れがあるエリアが多く存在する。

また、商店舗・住宅地が集中する新市・戸手地区については、商店舗・官公署・学校に隣接する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されているところもあり、大雨の時には特に警戒が必要である。

◇福山市土砂災害ハザードマップ

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/bosai/hazard/index.html

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で100%の確率で発生するとされている。

◇J-SHIS 地震ハザードステーション

(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

http://www.j-shis.bosai.go.jp/

(その他)

2020 年新型コロナウイルス感染症の流行により、事業者へ大きな影響を与えている。今後、 地震や水害などの自然災害だけでなく、感染症等を含めた様々なリスクへの備えが事業者に求 められる。

(2) 新市町・芦田町の商工業者の状況

新市町・芦田町内の商工業者数・小規模事業者数・従業者数・商工会員数の推移等については 下記の表のとおりである。商工業者数・小規模事業者数は減少傾向であり、商工会会員数は 後継者不足による廃業等により減少傾向が進んでいる。

①団体別商工業者数及び小規模事業者数の推移

年度	商工業者数	小規模事業者数
H21年	1,178	1,022
H24 年	1,103	963
H26 年	1,057	919
H21 年対比	89.7%	89.9%

(経済センサス基礎調査参照)

②新市町・芦田町内の業種別事業所数及び従業者数

業種	事業所数	従業者数
農林漁業	4	23
鉱業・採掘業・砂利採取業		
建設業	93	477
製造業	376	2, 706
電機・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	2	9
運輸業・郵便業	13	163
卸売業・小売業	279	2, 510
金融業・保険業	11	106
不動産業・物品賃貸業	29	124
学術研究・専門・技術サービス業	29	157
宿泊業・飲食サービス業	55	242
生活関連サービス業・娯楽業	91	277
教育・学習支援業	20	90
医療・福祉	67	1, 204
複合サービス事業	12	147
サービス業(他に分類されないもの)	72	276
全産業	1,153	8,511

(福山市統計 HP 平成 26 年度参照)

③業種別商工会会員数

	少未 僅於向工去去負数							
年度	建設業	製造業	小売業	卸売業	サービス業	飲食宿泊業	その他	合計
H21 年度	101	268	135	40	154	27	18	716
H24 年度	99	243	120	36	110	27	43	678
H26 年度	110	233	116	36	110	25	45	675
H28 年度	109	215	105	34	101	22	46	632
H30 年度	105	200	95	32	103	19	48	602
R1 年度	105	191	92	34	102	19	48	591
H21年	103.9%	71. 2%	68.1%	85.0%	66.2%	70.3%	266.6%	82.5%
対比	103. 3 /0	11.2/0	00.170	00.070	00. 2 /0	10.570	200.070	02. 5 /0

(3) これまでの取組

- 1) 福山市の取組
 - ・地域防災計画の改正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

・福山市総合防災訓練の実施

毎年 11 月第 4 月曜日に総合防災訓練を実施している。南海トラフ地震を想定した訓練を、 2019 年度は 11 月 24 日に実施し、多くの市民や関係機関が参加した。

• ハザードマップ等の作成配布

津波・土砂災害・洪水ハザードマップを作成し公表している。平成30年7月豪雨を受け、ため池のハザードマップを新たに作成した。また、防災重点ため池の新たな基準で再選定し、既存の175箇所から1,110箇所のため池を防災重点ため池に選定している。その他にも地震防災マップの作成も行っている。

・災害時応援協定の締結

災害対応力の充実・強化に向けて,行政機関、事業者など様々な団体と応援協定を結んでいる。

・避難場所の検討

浸水区域・土砂災害警戒区域の指定状況により、避難場所の見直しをしている。

・自主防災組織の育成

2019 年度は防災をテーマとした地域との意見交換会の開催や、自主防災組織活動補助金を創設した。

・防災備品の備蓄

福山市災害備蓄物資備蓄計画に基づき、60種類を超える備品を備蓄している。

・浸水対策説明会の実施

県・市合同で浸水被害を受けた地区を中心に浸水対策について説明会を開催した。

2) 当会の取組

ア)発災前

- ・BCPに関する国の施策周知
- 広島県火災共済協同組合と連携した損害保険の推進

イ) 西日本豪雨災害時

- 被災事業者に対する各種補助金申請支援
- ・被災事業者に対する資金調達支援
- 広島県中小企業共済協同組合と連携した損害保険の加入促進
- B C P 計画策定推進

Ⅱ. 課題

平成30年7月に発生した西日本豪雨では、当地域においても大きな打撃を受けた。これについて下記とおりの課題が明らかとなった。

- ・地区内の小規模事業者は、災害リスクの認識が不十分である。
- ・平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・災害発生時に福山市・広島県商工会連合会・各支援機関と連携した体制整備・対策マニュアル等 が事前に整備出来ていない。
- ・当会の経営指導員については、地域の災害リスク及び災害時対応のノウハウの習得度が十分とはいえない。
- ・保険及び共済に関して、小規模事業者に助言を行うための職員が不足している。
- ・様々な支援機関が被災事業所へ状況確認の問い合わせをするため、情報が重複するとともに, その共有の場が確立されていない。

Ⅲ. 目標

- ・新市・芦田地域の小規模事業者に対して、地震・洪水・土砂災害に関する事前対策の必要性を周知し、防災意識向上に繋げる。また、当会の組織内においても体制を整備し、関係機関との連携体制を構築する。
- ・広島県中小共済協同組合及び各種保険会社と連携し、被災発生に備えた共済・保険制度の加入・ 見直しを推進し、自然災害リスクへ対応する。
- ・災害発生時における連絡・調整を円滑に実施するため、福山市及び広島県商工会連合会への被害 情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後に地域小規模事業者の復興支援を実施するため、国、広島県、福山市等の各種復興施策の周知を行う。
- ・災害時対応のノウハウを経営指導員が十分に習得し、資質向上に努める。

【成果目標】

業種		BCP作成事業者数(策定済・更新も含む)					
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
	建設業	1	1	1	1	1	5
商	製造業	1	1	1	1	1	5
<u>**</u>	卸売・小売業	1	1	1	1	1	5
業者	サービス業	1	1	1	1	1	5
白	飲食宿泊業・その他	1	1	1	1	1	5
	合計	5件	5件	5件	5件	5件	25件
	日前	以上	以上	以上	以上	以上	以上

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と福山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・経営指導員の巡回経営指導時及び商工会報、商工会HPにて、「福山市洪水ハザードマップ」 「福山市土砂災害ハザードマップ」を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク 及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共 済加入等)について説明する。
 - ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性損害保険の概要,事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介等に関する情報を提供し国、広島県、福山市が開催するBCP策定講座等に、地域内の小規模事業者が積極的に参加するよう周知する。
 - ・「広島県防災情報メール通知サービス」や「福山市メール配信サービス」等の行政の情報提供ツールへの登録を促す。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実 効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の 施策の紹介を行う。
 - ・事前に災害に備えて各会員事業所との連絡体制を構築する。そのため会員事業所の緊急連絡先としてメール・FAX 番号・携帯番号等のリストを作成する。(会員企業のメーリングリストの作成)
- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・当会は、令和2年商工会BCPマニュアルを作成(別添のとおり)
- 3) 関係団体等との連携
 - ・関係団体である広島県中小企業共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員でない事業者 をも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- 新市・芦田地区における小規模事業者の事業者BCP策定等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定等取組状況の確認時に、その遂行状況・課題等を聞き取り、BCP策定の支援・指導に繋げる。
- ・福山市産業支援者連絡会議(構成員:福山市,各支援機関)において,事業者BCP策定等の状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・災害(震度5強の地震など)が発生したと仮定し、福山市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策>

- ・発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握 し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。(携帯電話・LINEWORKS 等を利用した安否 確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を商工会と福山市で 共有する。
- 2) 応急対策の方針決定
 - ・商工会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、 警報解除後に出勤する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。

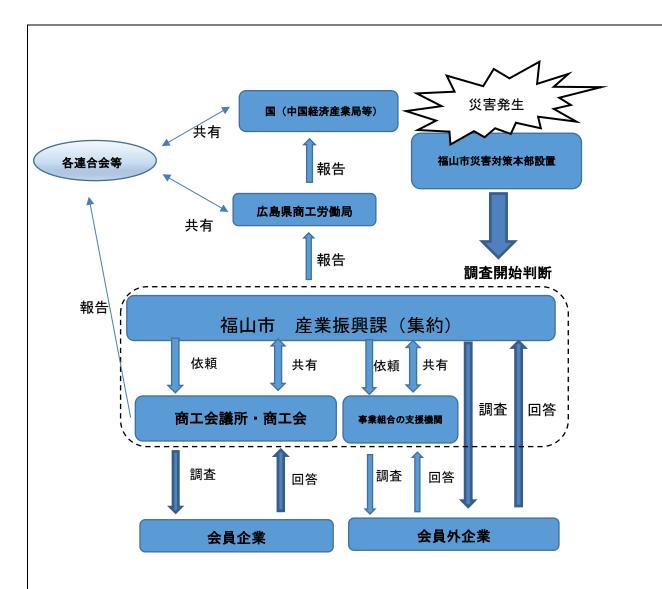
被害の目安	災害の内容
大規模な被害がある	 ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、商工会と福山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・本計画により当会と福山市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後~1週間	1日に1回以上共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び情報提供を円滑 に行うことができる仕組みを構築する。(会員企業のメーリングリストの作成)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - 当会と当市が共有した情報を、広島県の指定する方法にて当市より広島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小 規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行 う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県等に相談する。

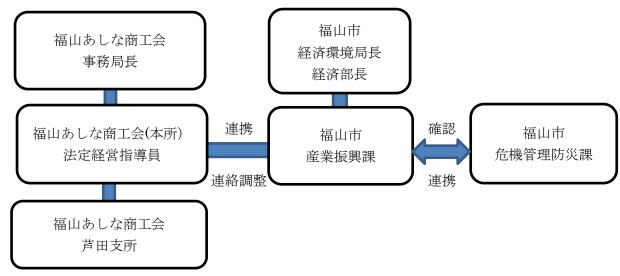
※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に 規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 三谷 一郎
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

内容	手段	頻度
本計画の具体的な取組の企画や実行	月例会議	月2回
本事業の指導・助言・情報提供	巡回・窓口・セミナー	随時
本事業の進捗確認	委員会	年1回以上
本事業の見直し	委員会	年1回以上
福山市との調整	委員会	年2回

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

福山あしな商工会

〒729-3103 広島県福山市新市町新市 8 2 0 - 1 TEL:0847-52-4882 / FAX:0847-52-7177

E-mail: <u>f-ashina@hint.or.jp</u>

②関係市町

福山市役所 産業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号 TEL: 084-928-1038 / FAX: 084-928-1733

E-mail: shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要	な資金の額	600	600	600	600	600
	専門家派遣費	200	200	200	200	200
	セミナー開催費	100	100	100	100	100
	チラシ作製費	100	100	100	100	100
	通信費	100	100	100	100	100
	消耗品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

・広島県補助金・福山市補助金・会費収入・事業収入・特別賦課金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし	
	連携して実施する事業の内容
該当なし	
	連携して事業を実施する者の役割
該当なし	
	連携体制図等
該当なし	